

平成 27 年 5 月 7 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 狭あい道路整備事業

安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりの実現に向けて

市では、長年、日当たりや風通し等の居住環境への影響だけでなく、緊急時の避難路確保や消火・救急活動に支障をきたす「狭あい道路（幅 4.0m 未満の道路）」の解消が課題となっています。

今回、市街化区域内にある狭あい道路（建築基準法第 4 2 条第 2 項に規定する道路）に接している土地所有者等が、後退用地を道路用地として、寄附していただける場合、道路境界から後退用地の測量・分筆及び登記の費用を市で負担し、狭あい道路の拡幅促進のため「狭あい道路整備事業」を、市の事業として、6 月 1 日から開始します。

### ① 該当する方

市街化区域内にある狭あい道路（建築基準法第 4 2 条第 2 項に規定する道路で、幅員が 1.8 メートル以上 4 メートル未満のもの）に接している土地所有者等で、後退用地を市に寄附していただける方

※対象となる道路の総延長は 109 km となります。

### ② 市が行うこと

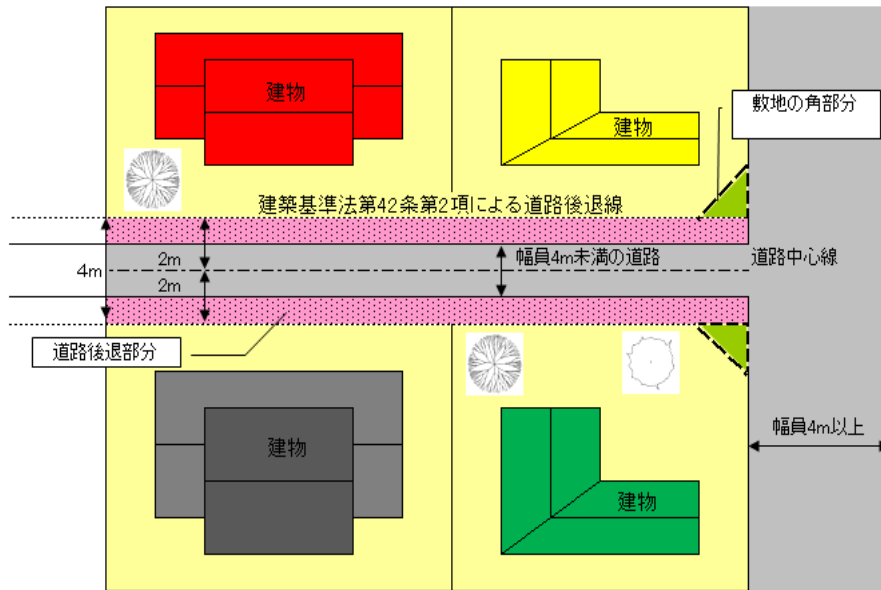
- 寄附の申請のあった後退用地の測量・分筆及び登記
- 寄附の申請のあった後退用地を道路用地として整備及び管理

### ③ 助成金及び奨励金の交付

- 後退用地内の塀等の撤去及び配管等の移設に助成金を交付（上限 10 万円）
- 後退用地と併せてすみ切り用地を寄附する場合、すみ切り用地の面積に応じ奨励金を交付

### ④ 手続き方法

道路維持課の窓口にお越しいただき、手続き方法に関して説明します。



【お問合せ先】

豊川市役所建設部 道路維持課 山本・澤井・鈴木  
TEL:0533-89-2279 Eメール: doroji@city.toyokawa.lg.jp